



子育てひろば

11月 地域子育て支援センター

お子さんの健やかな成長を願い、無料で施設を開放して育児支援を行っています。



●新型コロナウイルス感染症対策として9:30～11:30での予約制となっています。詳しくは各子育て支援センターまでお問い合わせください。※3日、23日は祝日のためお休みです。

すまいるひろば ☎22-8099

宝田子どもセンター 平日9:30～11:30

- 1日(月)～5日(金) チューリップの球根を植えよう
 - 8日(月)～12日(金) 身体計測
 - 15日(月)～19日(金) わくわく工作☆どんぐりトトロ
 - 22日(月)～26日(金) 乗り物あそび
 - 29日(月)～12月3日(金) おはなし会
- ※毎週水曜日は行事の代わりに園庭開放(10:30～11:00)をします。

ふれあいひろば ☎28-1725

橘子どもセンター 平日9:30～11:30

- 1日(月)～5日(金) からだをつかってあそぼう!!
- 8日(月)～12日(金) 防災公園へおさんぽ
- 15日(月)～19日(金) みんなでつくるう
- 22日(月)～26日(金) おはなしだいすき
- 29日(月)～30日(火) クリスマスの帽子を作ろう

ひだまりひろば ☎36-2241

新野子どもセンター 平日9:30～11:30

- 1日(月)～5日(金) おはなしなーに?
- 8日(月)～12日(金) 音であそぼう
- 15日(月)～19日(金) 身体計測
- 22日(月)～26日(金) クリスマスリースを作ろう

にこにこひろば ☎42-0720

今津子どもセンター 平日9:30～11:30

- 1日(月)～5日(金) 身体計測
- 8日(月)～12日(金) 絵本の読み聞かせ
- 15日(月)～19日(金) つくってあそぼう
- 22日(月)～12月3日(金) 園庭開放

なかよしひろば ☎21-2002

平島子どもセンター 平日9:30～11:30

- 1日(月)～5日(金) 広告であそぼう
- 8日(月)～12日(金) おえかきしよう
- 15日(月)～19日(金) 身体計測
- 22日(月)～30日(火) 積木であそぼう

みんなのひろば ☎44-5059

岩脇子どもセンター 平日9:30～11:30

- 1日(月)～5日(金) うたってあそぼう
 - 8日(月)～12日(金) おはなしを聞こう
 - 15日(月)～19日(金) 楽器あそび
 - 22日(月)～30日(火) つくってあそぼう
- ※毎日11:00～お話タイムです。

つどいの広場・すくすくin阿南



子育て相談や子どもと保護者間の交流の場です。ぜひお越しください。

時間 9:30～11:30

- 日程 10日(火) 桑野公民館
- 17日(火) 加茂谷公民館
- 24日(火) 福井公民館

※ひまわり会館すこやかルームは
2日(火)、5日(金)、9日(火)、12日(金)、16日(火)、
19日(金)、26日(金)

☎ 22-1593

11月は 児童虐待防止推進月間です

令和2年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数は919件でした。虐待による死亡事例は、全国で年間約50件に及び、1週間に1人の子どもが命を落としています。虐待されている子どもたちを、守ることができるのはあなたかもしれません。気になることがあったら、「通告」してください。

通告とは、「気になることを相談すること」です。あなたの判断で「しつけの限度を超えている」「子どもへの関わり方がおかしい」と感じたら迷わず通告してください。誰が通告者かを知られることはありません。

児童虐待相談対応ダイヤル189

※24時間365日通話料無料

お近くの児童相談所につながります。

出産や子育てに関する悩みや質問がある方は、児童相談所または子ども相談室へお気軽にご相談ください。

☎ 22-1677

家庭児童相談、児童虐待相談

主に18歳未満の児童を対象に心身の発達に関すること、家庭での教育問題、学校生活での心配事、児童虐待に関する事などの相談専用電話を開設しています。

直通電話 ☎22-0765

受付日時 月～金曜日(祝日を除く)
9:00～16:00

☎ 22-1677

おひさまひろば

平日 9:00～12:00 13:00～16:00



- 1日(月) フリーマーケット予約受付開始
- 5日(金) 午後休園
- 8日(月)～19日(金) フリーマーケット
- ※8日(月)と15日(月)は遊ぶことはできません。
- 22日(月)～26日(金) 発育計測
- 26日(金) おはなしコロリン
- 30日(火) 誕生日会(※誕生日優先)

●新型コロナウイルス感染症の感染対策として、人数制限を行っており、毎日予約制にしています。詳しくはお問い合わせください。

☎ 阿南市子育て家庭支援センター
羽ノ浦町明見295番地1
☎44-2205

子育て一言メモ

—ヤングケアラーについて—

ヤングケアラーという言葉をご存じでしょうか。ミュージカル俳優の山崎育三郎さんが、「僕もヤングケアラーだったと思います。」と、自分が高校生の頃、家族の介護を担った経験について発言して話題になりました。

厚生労働省のホームページには、ヤングケアラーとは「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと」と書かれています。厚生労働省と文部科学省が連携して行った実態調査では、中学生の17人に1人が「世話をしている家族がいる。」と答えています。

厚生労働省のホームページに示されている、ヤングケアラーの例を見ると、「家族に代わり、幼い兄弟の世話をしている。」という項目があります。兄や姉が妹や弟の世話をすることはお互いにとって、とても良いことで、つつい頼ってしまうこともあるかと思いますが、でも子どもの世話がどれだけ大変かは、皆さんが一番ご存じだと思います。お兄ちゃん・お姉ちゃんの過度の負担とならない配慮も必要でしょう。

子育てという大仕事に取り組みされている皆さんは日々多忙で、相談したり、頼ったりする人がいないときもあるかもしれません。子育てで困ったときは、ひとりで抱え込まず、各種相談ダイヤルや相談窓口をぜひ利用してみてください。

学校教育課